

新潟県 IT&ITS 推進協議会ホームページ等リニューアル 業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 趣旨

現行のホームページは平成 21 年度から運用を開始しているが、スマートフォンの普及などによる近年のインターネット利用環境の変化に対応するため、より利便性の高いホームページへリニューアルする。

この要領は、新潟県 IT&ITS 推進協議会ホームページ等のリニューアル業務委託業者を選考するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名 新潟県 IT&ITS 推進協議会ホームページ等リニューアル業務委託
- (2) 実施期間 契約日から令和 2 年 3 月 31 日
- (3) 業務内容 別添の『新潟県 IT&ITS 協議会ホームページ等リニューアル業務委託仕様書』のとおり
- (4) 見積金額の上限額 1, 100 千円（消費税及び地方消費税含む）
※この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。

3 スケジュール

令和元年 7 月 12 日（金）	公募開始（協議会ホームページに掲載）
8 月 2 日（金）	質問書及び参加申込書提出期限
8 月 9 日（金）	質問に対する回答
8 月 16 日（金）	提案書等提出期限
8 月下旬	審査会（プレゼンテーション方式） 審査結果の通知

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと

- (1) ホームページ作成に関して実績があり、業務の確実な履行が見込まれること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 別紙参加申込書 (様式1)
- (2) 提出期限 令和年8月2日(金) 17時必着
- (3) 提出先 新潟県IT&ITS推進協議会 担当: 矢島
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5106
FAX 025-283-3801
メール nitits-pc@pref.niigata.lg.jp
- (4) 提出方法 持参又は郵送すること。
※郵送の場合は提出期限必着とし、提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 結果通知 参加申込みをした者全員に対し、令和元年8月9日(金)までに参加提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

6 質疑応答

- (1) 提出書類 別紙質問書 (様式2)
- (2) 提出期限 令和年8月2日(金) 17時必着
- (3) 提出先 上記5(3)と同じ
- (4) 提出方法 郵送、FAX又は電子メールにより提出。
※別途電話により提出した旨の連絡を行うこと。
※電子メールで提出する場合は、件名を「ホームページリニューアルプロポーザル質問」とすること。
- (5) 回答 令和元年8月9日(金)までに、協議会ホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

7 提案書の作成要領

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式任意)
 - (ア) 本要領及び別紙仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。
 - ① 企画概要
業務全体のコンセプトやホームページの構成、デザイン・コンテンツ、機能、システム構成・セキュリティ、独自企画等、ホームページ作成に関する具体的な実施内容を明記すること。
 - ② 業務実施スケジュール
 - ③ 実施体制
担当部署及び責任者を記載。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者の名称、担当部署及び責任者を記載すること。
 - (イ) 提案書は原則A4版縦(両面印刷は不可)、左綴じとし、表紙に『新潟県IT&ITS推進協議会ホームページ等のリニューアル業務委託提案書』と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。
 - イ 別紙様式3「会社概要」
※法人等の概要を説明したパンフレット等を併せて提出すること。

ウ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」

エ 見積書

全ての経費についての内訳が分かるよう、できる限り具体的に明記し、代表者印を押印すること（様式任意）。

- (2) 提出期限 令和元年8月16日（金）17時必着
- (3) 提出先 上記5（3）と同じ
- (4) 提出方法 上記5（4）と同じ
- (5) 提出部数 各15部
- (6) その他 提出した後の書類の差し替えや、再提出は受け付けない。

8 契約候補者の審査方法

(1) 審査方法

「新潟県IT&ITS推進協議会ホームページ等リニューアル業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容を審査する。

(2) 審査日（プレゼンテーション）

8月下旬（予定）

(3) 時間及び会場

プレゼンテーションを行う者に対し個別に連絡する。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションの説明は20分以内とし、プレゼンテーション後に10分程度のヒアリングを行う。

(5) 選考結果の通知

選考結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案書の提出のあった者全員に書面で通知する。

9 契約の締結

協議会は「8 契約候補者の審査方法」により審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と別途内容を協議した上で契約を締結する。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、提出、及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (4) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (5) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。

ウ 期限後に提案書を提出した者。

11 問い合わせ先

新潟県 IT&ITS 推進協議会事務局 （担当：矢島）

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

電話：025-280-5106

FAX：025-283-3801

メール：nitits-pc@pref.niigata.lg.jp